

民生常任委員会概要記録

記録者 主査 熊谷和也

1. 会議の日時

令和4年12月9日(金)

開会 午前 9時57分

閉会 午前11時44分

2. 会議の場所

ワン・テン庁舎 交流室B

3. 審査(質疑・討論・採決)

- (1) 議案第19号 令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算
- (2) 議案第5号 気仙沼市火葬場条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 議案第11号 令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算
- (4) 議案第12号 令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
- (5) 議案第13号 令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算

4. 協議

- (1) 所管事務調査報告書の提出について
- (2) 閉会中の所管事務調査について

5. その他

6. 出席者

民生常任委員会

委員長	菊田 篤
副委員長	秋山 善治郎
委員	三浦 友幸
委員	遠藤 秀和
委員	村上 伸子
委員	三浦 由喜

委員	熊谷 伸一
委員	村上 進

当 局

市民生活部長	佐々木 智美
同 生活環境課長	白 幡 賢一
同 生活環境課課長補佐兼生活衛生係長	熊 谷 徹
同 保険年金課長	小 松 広和
同 保険年金課課長補佐兼保険係長	村 上 明
同 保険年金課課長補佐兼医療給付係長	熊 谷 智江
同 保険年金課主事	斗 沢 伊世
保健福祉部長	小野寺 憲一
同 高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長	遠 藤 光春
同 高齢介護課課長補佐兼介護保険係長	齋 藤 美有紀
同 高齢介護課課長補佐兼高齢企画係長	飛田野 良則
同 地域包括ケア推進課地域包括支援センター所長	茂 木 和恵
同 地域包括ケア推進課課長補佐兼地域包括ケア推進係長	小野寺 るみ子
同 健康増進課長	小 松 進
同 健康増進課主幹	佐々木 圭一
病院事業局経営管理部長	菅 原 正浩
同 総務課長	千 葉 淳
同 総務課課長補佐兼管財係長	吉 田 千明
同 総務課課長補佐	吉 田 英行
同 総務課主幹兼総務係長	畠 山 由美
同 医事課長	小野寺 弘明
同 経営企画課長	畠 山 正浩
同 経営企画課主幹兼経理係長	齋 藤 綾子
同 管理課長	佐 藤 研
同 管理課課長補佐兼主任	菅 原 達也
市立病院総合患者支援センター副所長兼附属看護専門学校事務長	

総務部財産管理課長

同 財産管理課主幹兼施設管理・経営係長

佐藤 昭一

伊東 秋広

佐藤 充浩

議会事務局

主査

熊谷 和也

7. 会議の経過

午前9時57分 開会

◎委員長（菊田 篤君） 出席委員数8名。定足数に達しましたので、ただいまより民生常任委員会を開会いたします。

本日の欠席届出委員及び遅参届出委員はございません。

なお、本日の委員会に説明のため関係職員が出席しておりますので、併せて御報告いたします。

次に、報道機関から写真撮影等の申出があった場合、委員長はこれを許可いたしますので御報告いたします。

今議会において、当委員会に付託された議案は、議案第5号気仙沼市火葬場条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算、議案第12号令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第13号令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算、議案第19号令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算の5件であります。

審査等の順番についてお諮りいたします。

次第のとおり順番で審査を進めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） それでは、次第のとおり審査を進めます。

（1）議案第19号 令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算

◎委員長（菊田 篤君） 議案第19号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。病院事業局経営管理部長菅原正浩君。

◎病院事業局経営管理部長（菅原正浩君） それでは、議案第19号令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算については、私からは本会議で御説明した内容と同様でございますが、いかがいたしましょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 今、部長からいかがいたしますかというお話ですが、省略でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎病院事業局経営管理部長（菅原正浩君） それでは、病院事業実施計画につきまして、担当課長より御説明申し上げます。

◎委員長（菊田 篤君） 経営企画課長畠山正浩君。

◎病院事業局経営企画課長（畠山正浩君） それでは、私から詳細について御説明申し上げます。

恐れ入ります、着座してよろしいでしょうか。（「どうぞ、着座をお願いします」の声あり）

それでは、各種会計補正予算236ページの、令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算実施計画（市立病院）をお開き願います。併せて、令和4年度気仙沼市各種会計補正予算説明資料16ページも御覧願います。

収益的収入及び支出であります。

収入から御説明申し上げます。

第1款病院事業収益第1項医業収益1目入院収益に2,433万5,000円を、2項医業外収益2目補助金に2億8,699万8,000円を、3項附帯事業収益1目看護専門学校収益に197万8,000円を追加し、収益的収入の予定額を100億2,006万6,000円とするもので、入院収益と新型コロナウイルス感染症対策事業医療提供体制整備費補助金及び一般会計繰入金などを補正するものです。

支出につきましては、第1款病院事業費用1項医業費用1目給与費に8,009万8,000円を、2目材料費に1,650万円を、3目経費に3,140万1,000円を追加し、2項医業外費用6目医業外費用雑支出に439万6,000円を追加し、3項附帯事業費用1目看護専門学校費に197万8,000円を追加し、収益的支出の予定額を113億9,774万3,000円とするものです。これは、看護職員処遇改善事業や給与改定による職員給与費、原油価格高騰による光熱水費、燃料費などを補正するものです。

続きまして、資本的収入及び支出です。

収入から御説明申し上げます。

第1款資本的収入2項補助金1目補助金に2,035万円を追加し、収益的収入の予定額を4億2,218万6,000円とするものです。これは、宮城県感染症外来協力医療機関設備整備事業補助金及び宮城県新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金を補正するものです。

支出につきましては、第1款資本的支出1項建設改良費1目器械備品購入費に2,035万円を追加し、資本的支出の予定額を4億2,218万7,000円とするものです。これは新型コロナウイルス感染症対策に係る医療器械の購入費を追加するものです。

240ページは、令和4年度気仙沼市病院事業会計キャッシュ・フロー計算書（市立病院）であります。

241ページは、給与費明細書（市立病院）であります。

246ページは、債務負担行為に関する調査の市立病院分でございます。

なお、本日参考資料として予定損益計算書と予定貸借対照表を配付させていただいております。

以上が、令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算実施計画（市立病院）の補足説明となりますが、今回補正いたしました看護職員処遇改善事業につきまして、市立本吉病院分と併せて御説明申し上げます。

事業の内容につきましては、恐れ入りますが令和4年度気仙沼市各種会計補正予算説明資料16ページにより御説明を申し上げます。

初めに目的でございますが、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロ

ナウウイルス感染症と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く看護職員等の処遇を改善するものでございます。

内容につきましては、令和4年2月から9月まで実施しておりました看護職員等処遇改善補助金に代わり、同年10月から新設されました診療報酬（看護職員処遇改善評価料）を財源に、医療体制または看護教育体制の保持に係る業務に従事する看護職員等に対し、特殊勤務手当を支給するものでございます。

なお、今回の事業につきましては、救急医療管理加算の算定医療機関で、かつ救急搬送件数が年間で200件以上の医療機関であることが算定要件となっております。そのため、市立病院に勤務する助産師、看護師、准看護師が補助の対象となりますが、一方で市立病院附属看護専門学校に勤務する看護師である専任教員や、本吉病院で勤務する看護師は補助の対象外となりますが、病院事業局といたしましては病院が連携して地域医療の一翼を担っているとともに、一体的な人事運用を行う観点から支給範囲を拡大するものでございます。

対象は、会計年度任用職員を含めて合計379人となっております、内訳につきましては記載のとおりであります。

処遇改善額は月額9,000円とし、合計で2,865万円を見込んでおり、内訳については記載のとおりであります。

実施期間は令和4年10月から令和5年3月とするもので、令和4年10月まで遡及し、令和5年1月から支給するもので、財源内訳につきましては記載のとおりであります。

以上が看護職員処遇改善事業の内容となりますので、よろしくお願いたします。

◎委員長（菊田 篤君） 病院事業局経営管理部長菅原正浩君。

◎病院事業局経営管理部長（菅原正浩君） ただいま経営企画課長から「補助」という説明がありましたが、以前にお話ししたのは補助だったんですけれども、今回は診療報酬に変わっておりますので、その部分について訂正をさせていただきます。

◎委員長（菊田 篤君） 管理課長佐藤 研君。

◎病院事業局管理課長（佐藤 研君） 着座で失礼いたします。

それでは続けて、本吉病院の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、各種会計補正予算247ページの令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算実施計画（市立本吉病院）分をお開き願います。

収益的収入及び支出であります。

収入から御説明いたします。

第1款病院事業収益1項医業収益2目外来収益に368万8,000円、2項医業外収益2目補助金に92万8,000円、3目他会計負担金に882万9,000円を追加し、収益的収入の予定額を6億4,450万円とするもので、外来収益と電子処方箋管理サービス導入補助金及び一般会計繰入金を補正するものです。

支出につきましては、第1款病院事業費用1項医業費用1目給与費に697万1,000円を、2目材料費に242万9,000円を、3目経費に404万5,000円を追加し、2項医業外費用6目医業外費用雑支出に27万3,000円を追加し、収益的支出の予定額を6億9,596万4,000円とするものです。これは看護職員処遇改善事業や給与改定による職員給与費、原油価格高騰による光熱水費及び電子処方箋導入費を補正するものです。

249ページは、令和4年度気仙沼市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（市立本吉病院）です。

250ページは、給与費明細書（市立本吉病院）であります。

以上が令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算実施計画（市立本吉病院）分の補足説明となります。よろしくお願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。村上 進委員。

◎村上 進委員 簡単に伺います。今回の補正の第7条関係で226ページに記載があって、さらに246ページに債務負担行為に関する調書が説明されました。今回、医事業務委託と物品管理業務委託、洗浄滅菌支援業務委託と3本あるんですが、これは真水で3年間の債務負担行為だと読み取れるんですが、それぞれどういう仕様書で業務委託をするのか。内容について説明をしていただきたいと思えます。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 御質問にお答えいたします。

まず初めに、医事業務委託でございます。医事業務委託で今現在考えております仕様の中身でございますが、大きく申し上げますと8つの業務がございます。

1つは総合受付の業務でございます。またそれから、外来の受付業務。また、その他として検査の受付ですとか放射線の受付、それから内視鏡の受付、具体的な細かな部分に当たる受付などを3つ目として考えています。4つ目として、外来の医事の業務。それから入院医事の業務。7点目として、令和4年度から始めておりますDPCという診断群分類包括評価。以前は出来高での入院料でしたが、それがDPCといわれるものになりましたので、DPC関連に対応していただく業務。それから各種診療情報をスキャンする業務。

大きく8つございまして、それらの各業務に関して細かに「こういう業務をこなさい」という要件をつけた業務になっております。

それから2点目の物品管理業務でございますが、こちらに関しましては大きく3つございます。1つは院内の診療材料、事務用品、日用品等の管理をする業務。購買管理だとか在庫管理とかを含めた業務を行うための仕様をつくっております。大きな2点目は、医薬品の搬送と回収をする業務というのをお願いしております。また3点目として物流システムにマスター管理をさせています。病院の中で取り扱う品目を、新しいものがあればそれを登録するなどといったマスターを物流シス

テムに登録する業務を載せております。

3点目の洗浄滅菌業務でございますが、手術用具を洗浄滅菌するというのが主でございますし、また中央手術材料室という手術材料を管理する部屋、それから実際に手術を行う部屋、こちらの中の清掃というのは一定程度洗浄面での専門性を有する清掃が必要でございますので、その清掃業務ということをご委託する仕様書をつくっているところでございます。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 内容は分かりました。答弁の冒頭に今考えているということでありまして、今回補正予算をしっかりと提案してくるということであれば、今考えているんじゃないかと、既に考えがまとまって債務負担行為を設定するということだろうと思うんですね。そうだと思うので、その辺も確認したいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 申し訳ありません。そうですね、議会への提案ということで確定的な表現をたいてい避けてしまいましたが、当然、これまでこの3つの業務をずっと長年病院でやっておりますので、こういったものをするというしっかりした考えでの算定でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 今言った口頭の答弁がペーパーであれば、なおさら理解するんであります。例えばこの3業務、3事項について債務負担行為で複数年発注をするという限度額設定になっているんですが、その発注の仕方ですね。競争入札にするのか随契にするのか、あると思うんであります。その辺の関係を伺っておきたいと思っております。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 3件、全件とも一般競争入札で考えております。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 そこで、令和5、6、7年度が債務負担行為の真水の期間だと思うんですが、令和4年度からやるということは現年度中に契約行為が発生するという理屈になってくるんであります。そうすると、一応スケジュール的には1月に何々、2月に何々とかと思っていると思うんであります。スケジュール的な中身についてもお示しください。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課課長補佐吉田千明君。

◎病院事業局総務課課長補佐兼管財係長（吉田千明君） お答えいたします。

これからの予定でございますが、1月に公告を予定しておりまして、2月には入札を実施したいと考えております。

よろしく願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。村上 進委員。

◎村上 進委員 複数年次にわたるといえることができるという規定もありますし、あるいは単年度でいろんな業務を発注するということもあると思うのでありますが、この債務負担行為を複数年次やった場合に、しつこいようですが、1月公告、2月入札について複数年次の契約という入札の公告の内容になるのでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課課長補佐吉田千明君。

◎病院事業局総務課課長補佐兼管財係長（吉田千明君） 今回補正予算でご提案しておりますとおり3年の債務負担でございますので、公告においても同様に3年の期間で公告を予定しています。よろしく願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 参考に伺いますが、この応札をする業者ということなんですが、一般競争入札ですから、指名じゃないので指名委員会もないということなんですが、想定される業者は圏域に存在しているのでしょうか。こういう医事業務、物品管理、洗浄滅菌という特殊な業務という説明もあったんですが、その辺について説明していただければ理解が深まると思うんですが。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 3つの業務とも、それぞれ複数の企業が気仙沼市に登録をしておりますので、可能性としては複数者がそれぞれ参加することは期待しているところでございます。

ただ、実情を申し上げますと、病院関係の業務ですので、どうしても人手が中心となる業務でございますので、登録をしている企業にとっても、実際に落札した場合に人手を各自社で確保することが課題となるという傾向がございますので。現実的には登録をしていたから必ず入札に参加してくるだろうという、簡単な期待はできないというのが現実でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 分かりました。この3業務、3か年でトータルで約9億円にんですが、このことをアウトソーシングというか、債務負担行為を設定して業務委託することによって、市立病院内勢力の業務が変化してくると思うんですが。この3業務をやることによって、患者サービス含めて、この辺が変わっていくというイメージがあると思うんですが、その辺も併せて説明してください。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 3業務とも医療サービスにそれぞれ直接、間接につながるものですので、それぞれその業務の中で患者の満足度を上げていきたいということもありますので。変わっていく部分、患者さんにとっての親切さを心がけて一つずつやっていくもので、そういった意味ではどんどんいい方向に変わってほしいし、変わっていくための委託する側としての努力は重ねていきたいと思っています。

ただ、これ今回初めてやる業務ではないので、今回委託することによってこれが変わるというものはちょっと違うかなと思っていたところです。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 この業務を債務負担行為まで設定して委託をするというその先は、患者を含めて市民サービスの病院に対する満足度アップにつながるということを確信をしまして、私は終わります。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 処遇改善事業についてお聞きしたいんですけども、2月から9月までは補助金で別枠で来ていたということで、10月から3月までは、これからずっとだと思んですけども診療報酬を財源ということなんですが。その診療報酬の看護職員処遇改善評価料というものの、診療報酬の算定方法というんですかね。何を根拠に。例えば通院患者とか、入院患者とか、そういう総数の関係なのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 医事課長小野寺弘明君。

◎病院事業局医事課長（小野寺弘明君） お答えします。

今回、10月に診療報酬に看護職員処遇改善評価料というのが新設されております。この算定根拠ですが、先ほど御説明しました救急医療を担っている病院に勤務する看護師、助産師に決まっておりますので、その職員数と、あと入院患者。入院患者は月平均の入院患者数から算定するものになっております。165区分ありまして、その中で市立病院は58というものに設定になっております。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 分かりました。あくまでも多分12月以降の分は予算というか、後から清算するようになるんだろうなという気がするんですけども、分かりました。そういうことで、職員数と入院患者数の平均ということで。

それでその支給対象者は、344と9と26を足した、合計379人が対象ということですか。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 熊谷委員がおっしゃるとおりです。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 そうすると、月額9,000円をその方々379人にすると、379掛ける9,000円掛ける6か月だと2,046万6,000円なんだけれども、ここの特別手当は1,821万4,000円となっているんですけども、その差異は何でしょう。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 何点かあるんですけども、まず月額一律9,000円ではございますが、短時間勤務職員に関しましては勤務時間の割り戻しでの支給ということになります。

また一方で、月額の特殊勤務手当でございますので、勤務1時間当たりの給与、給料の額にも影響が受けますので、受給対象の職員が時間外勤務をしたり休日勤務をしたりすると時給換算の単価

が変動しますので、そこにも影響があるということで差がございます。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 そうすると、9,000円のものを買ったことによって給与総額のパーセンテージで残業代が変わるということなんですかね。要するに、時間外手当の1時間当たりの単価が多くなっていくんでしょう。（「はい」の声あり）ということは、その給与の総額は算定根拠があるということですよ、いいんだよね。9,000円の算定分が、ここで時間外勤務等手当で変わってくるということになっているので。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） おっしゃるとおりで、本俸だけじゃなくて、今回の手当に限らず、幾つか月額による特殊勤務手当もございますが、そういったものが加味された上で1時間当たりの金額になると。（「なるほど」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 法定福利費というのは増額になるのか、総額が変わればだけでも。9,000円に対する法定福利費、それとも総額に対する法定福利費、どちらでしょう。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 総額でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 法定福利費というのはパーセンテージで出すのはなかなか難しいと思うんですけども、個人負担分とあとは事業主負担分がありますよね。その事業主負担分がここに入ってくるということですね。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） おっしゃるとおりです。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 パーセンテージって幾らですか。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 手当として支給する額の1.165を掛けた係数で見えております。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 最後になります。ちょっと細かいので申し訳ないですけども、事業者、要するに市が負担する分の総額を聞きたいんです。その総額には、例えば退職手当の増加分だとかも多分入ってくるんだよね。要するに退職手当組合で払う分。要するに積立てしているから。この9,000円がかかることによって多分退職金も変わるんだよね。違うんですか。だから、この法定福利費には退職手当組合の負担増加分も入りますかということです。入らないの。どうぞ、答弁。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 退職手当組合に関しては、変わることはありません。（「変わらないんだ」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 1.165というのは分かったんですけども、トータルで市が負担する合計で、何%なんです。折半するパーセント、総額の。15とか13.5とか18とか、いろいろあるじゃないですか。（「実行負担」の声あり）個人負担分と事業主、半分で割るじゃないですか。違うの。（「貸借対照表とか損益計算書とか」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） 休憩しますか。

◎熊谷伸一委員 後からでもいいんですけども、要するに、いわゆる地方公務員共済の負担分だとか労働保険だとか、そういった分の合計がここにくるわけでしょう。それが幾らなんだろうかというのを聞いているわけです。

◎委員長（菊田 篤君） それを踏まえて、総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 今回の申請に関しましては、法定福利費分もこのような係数で出してきなさいという指示があつてのもので、計算式があるんですが、それを見ますと事業主負担分と個人負担分はほぼ折半、半分で。人数の算定での係数なので。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 そもそも、ここに入るあれとは別に幾らぐらいの。保険料の法定福利費というのは幾らなんだろうねというのを聞きたいんです。

◎委員長（菊田 篤君） 病院事業局経営管理部長菅原正浩君。

◎病院事業局経営管理部長（菅原正浩君） 市町村共済のものとか、例えば公務災害の負担金のものとか、要は民間でいうところの労災に当たるものとか、そういうものの割合だと思うんですが、大変申し訳ありませんが今ちょっと手元にないものですから、（「では、後から教えてください」の声あり）今お答えできないという状況でございます。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。（「いいです、後から教えてください」の声あり）ただいま熊谷伸一委員の質疑に対し、後日報告ということでのお話があつたんですが、（「個人的でいいです」の声あり）委員の皆さん、共有しなくてよろしいですか。（「大丈夫です」の声あり）あとは熊谷委員に報告をお願いしたいと思います。

秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 説明資料の16ページ、特殊勤務手当で説明ありました。これ、手当の名前は何ていう名前で支給するんでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） お答えいたします。

補助金制度時代の名前を踏襲いたしまして、看護職員に関しましては医療体制保持特別手当。そ

れから、看護専門学校の専任教員に対しましては看護教育体制保持特別手当という名称で支給することとしております。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 この補助金元なんですけれども、今回、来年3月までの分お金が増えていくんですけれども、これは基本給そのものを引き上げる話ではなかったんでしょうか。そこを確認しておきたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 国から示されておりますのは、本俸のベースアップまたは月額で定額で支給される手当のいずれかによる処遇改善を図りなさいということでございました。本俸に関しましては、病院職員といっても公務員でございますので、人事院勧告に基づいた給与の改定法を基本とするべきだという考えで、月額の特別勤務手当という方法を選択いたしました。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 特殊勤務手当で出すと、今、来年の3月までという話で示されていますが、4月以降はどんなふうになるんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 今回の制度に関しましては、診療報酬を財源とするものでございますので、まず提案といたしましては今年度のとおり。前年度の補正予算でございますので、今年度の3月まで出しておりますが、その診療報酬が続く限りは継続する意向で考えてはおります。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 いわゆる処遇改善、全体のベースアップが大きな目的だと思いましたが、そういう点でぜひその辺については、今回はこういうふうに予算をつけていますが、ぜひその辺については考えていただきたいと思います。

先ほど追加で示された資料の部分で、いわゆる今回減ったお金の中で一般会計からの繰入額の部分で、基準外の繰入額2億2,500万円今年度補正されている。最終的に補正が出されていますけれども、これはいわゆる繰入額、基準を超えている分が2億2,500万円になっているんですよ。平成23年でしたっけ、24年でしたか、病院の経営の改善をスタートした段階で、平成27年度か28年度で繰入れ基準額を超える一般会計の繰入れはしませんという基本的な方針で進めてきたと思いますが、ずっとその後も続いています。それで、これは今年度、令和4年度で終わりと見てよろしいかどうか、そこを確認しておきたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 経営企画課長畠山正浩君。

◎病院事業局経営企画課長（畠山正浩君） お答えいたします。

基準外の繰入れなんですけど、財政、当局との協議ということにはなるかと思うんですが、今の段階では経営が厳しいという状況もありますので、そこはまた今後も継続になるかと思えます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 キャッシュ・フロー見たら、年度末に2億円になるんですね。少し管理部長からお金を借りて進めていくとか、そんな感じで今考えているのか。どうしてこれを回していこうとしているんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 経営企画課長畠山正浩君。

◎病院事業局経営企画課長（畠山正浩君） このキャッシュ・フローのそもそもの考えなんですけれども、予算からの積算になりますので、実際の財務の状況とは若干変わってくるものですから、実際はもうちょっと……（「ありますか」）の声あり）あるということです。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 前は鉛筆買うお金もないという話も聞こえてね、ぎりぎりと言明した時期がありましたものですから、そんなことは心配しなくてもいいということで、分かりました。

改めて、この経費の部分で今回電気料金と燃料費を少し上げますということになりました。市立病院の場合は電気の購入先というのはどういうふう到现在まで変化してきたのか、御説明お願いしたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 市立病院に関しましては、電気は東北電力と契約しております。相手方は変わってはいないんですけれども、方法として、平成31年1月に病院として大きな見直しをいたしました。その際に東北電力はじめ5者に、市立病院は365日24時間電気を使っている施設ですので、電気はかなり大きな費用となっていますので、経費削減というのが重要な事項でしたので、複数の事業者にも提案をしてもらいました。どのくらい下げられるのか、どういうプランがあるのか。その中で有利な金額を出してきたのが、現在契約している東北電力ということでございます。

その中で今やっております、本庁とは大分違う感じなんですけれども、少なくとも来年の8月までは、基本料金に関しましては従量料金に関しましては当時、平成31年1月に契約した料金は据置きとなっております。ただ、据置きと申しましては御存じのとおり燃料調整費に関しましては毎月変動しているものがございますが、今回その燃料調整費が当初見えていたより月ごとにどんどん上がっているという状況を見まして、今年度の上がり幅がこのくらいになるだろうという予測と、それから使用料に今後の推移と合わせて、その差額を補正として予算提出したところでございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 今回算出した約3,500万円の部分で、もともと予算として取った金額は幾らになっているんでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 当初予算、電気の分としては1億1,397万3,000円でございます。

ます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 それでも今回 3,500 万円、上がり幅が結構大きいですね。そうすると 30%ぐらい、30%超えるのかな、そのぐらいの今の値上がりに東北電力自体が上がっているんですか。そこについても御説明をお願いします。

◎委員長（菊田 篤君） 総務課長千葉 淳君。

◎病院事業局総務課長（千葉 淳君） 当初予算では、先ほど申し上げました変動するという燃料調整額、1キロワットアワー当たり 3.6 円で見えておりました。これも今現在、月ごとにどんどん上がっておりまして、10 月の支払った実績では 3.6 円が 9.12 円に上がっております。それで今年度、月ごとに上がっている推移を見ますと、今年度末にはそれが 17 円ぐらいまで上がるんじゃないかという見込みがございます。こちらの見込みではあるんですけれども、業者からこのくらいになるだろうなんて数字は提供いただけないものですから、上がり幅から見てこのぐらい行くかもしれないという算定での今回の補正でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 過日、新聞で報道された東北電力さん、30%ぐらい上げる話になっていましたけれども、17 円という、もうそんなところではない。事業者向けといいますか、そういうところに対してはもっともっと上げていくということだったんですかね、あの新聞報道になっているのは。

◎委員長（菊田 篤君） 病院事業局経営管理部長菅原正浩君。

◎病院事業局経営管理部長（菅原正浩君） そこまでは私も把握はしておりませんが、今回の値上げについては、まずその 17 円になるということは推定はしましたが、補正予算の要求の後で今度円高が進みました。補正予算を要求したときはもう、円安でどんどん上がっていくというときだったのでこのぐらいを想定しましたが、円安が今後も進めば、燃料費そのものは若干でも下がってくるでしょうから、その部分では 17 円までは行かないのかなと思いつつも、病院でお金が足らなくなったからやめますというわけにはいかないものですから、今回この程度の補正予算ということで考えております。

なお、病院の経営からすれば、今回この物価高騰等によってこういうものが上がっても、基本的に診療報酬は全く変わらないということであれば、収入は変わらないけれども支出がどんどん増えていく。光熱水費もそうですが、それ以外に、今回も補正をお願いしていますが、医療材料等についても値上がりしているという状況がございますので、厳しさは増してくるとは考えてございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 昨日の新聞で、ガスは政府から 1 立法当たり 3.6 円だかお金をくれる話になっていましたけれども、電気料金の問題について国から市立病院、公立病院、公的病院に対しての電気料の。このぐらい上がってきたらとんでもないことになるので、これは気仙沼だけじゃなくて全国

そうだと思いますから、そういうことに対する働きかけといいますか、そこをしっかりと交付税でちゃんと措置してくださいみたいな話というのは出てこないんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 経営管理部長菅原正浩君。

◎病院事業局経営管理部長（菅原正浩君） 民間の医療機関等につきましては、今回の特別交付金で一定程度支援というものはたしかあったと思うんですが、公営企業会計、市役所もそうですけれども、そういうところについては今のところ全くないというような状況でございますので、それは私どももそうですけれども、議員の皆さんのお力も借りながら、その辺は現状というものをよく御理解いただいて、幾らかでも御支援をいただければということは考えてございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 財政課で今まとめている資料がどういうふうに出てくるか分かりませんが、今病院のほうで出されたような考え方については、しっかりと資料の中にも反映できるように、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

終わります。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第19号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案を可決すべきものと決しました。

当局入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時43分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開します。

（2）議案第5号 気仙沼市火葬場条例の一部を改正する条例制定について

◎委員長（菊田 篤君） 議案第5号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。市民生活部長佐々木智美さん。着座でどうぞ。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは、議案書の76ページをお開き願います。

議案第5号気仙沼市火葬場条例の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議場で説明させていただいたとおりであります。本日は議案説明資

料により、改正内容について生活環境課長から説明させていただいてよろしいでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） では、部長から御提案ありましたが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）生活環境課長白幡賢一君。

◎生活環境課長（白幡賢一君） それでは、私から議案説明資料に基づき御説明させていただきます。議案説明資料15ページをお開きください。

2の改正内容でございます。

17ページ、参考としまして基本方針に基づき算定した使用料を記載しておりますが、基本方針に基づき算定した額に改正した場合、現行の使用料からの引上げ幅が大きくなることから、物価高騰の中での料金改定ということもあり、本市住民に対しては、急激な負担増とならないよう現行使用料の1.5倍を上限として改正し、その後、段階的に見直しを進めることといたします。また、本市住民以外については経過措置を設けず、基本方針に基づき算定した額に改正いたします。

2の（1）第8条、使用料についてでございますが、火葬場使用料及び施設使用料の改正については、改正案のとおり現行料金を改めるものでございます。

恐れ入ります、議案説明書の16ページでございます。

火葬炉使用料及び施設使用料の改正につきましては、改正案のとおり現行料金を改めるものでございます。

2の（2）第10条、使用料の不還付についてでございますが、17ページ参考1の（2）の本市住民以外の使用料の中で特例措置を設け、その取扱いについて施行規則に規定する旨を記載しております。特例措置の対象者であることを斎場使用許可申請時に介護保険被保険者証などにより確認させていただきますが、申請時に確認書類をお持ちにならず、特例措置の対象者であることが使用料精算後に判明するケースも想定されますことから、その他市長が特に必要と認める場合を加えるものでございます。

以上であります。よろしくお申し上げます。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。村上 進委員。

◎村上 進委員 今回の改正案について、説明の中でよく熟語が出てくるのが基本方針に基づきということなんですね。基本方針に基づきという、公共施設の利用に関する基本方針ですよ。（「はい」の声あり）それを昨年10月ですかね、一定程度整備したという状況です。

さはさりながら、公共施設の利用に関する基本方針に基づいて、公の使用料の見直しについて全て進んでいるのかと見れば、そうでもないなということも見受けられます。

今回、いろんな社会生活変化の頻度が進んでいるんですね。例えば生活困窮が増えたり、いろんなコロナ禍にあって様々な生活支援があったりということでもあります。特にこの斎場使用料というのは人間が終末期に、終末ということは亡くなって利用するという施設なんですよ。「なに、死んでまで銭っこ上がるのか」というちまたの声もあることは確かなんですけど、今回、本来であれば

現行の約3倍、基本方針に沿って試算していくのであれば、4,000円が16歳以上だと1万2,000円ということになっているんですが、来年の令和5年4月1日が施行日なんですよ。いろんな状況、基本方針も理解しないわけではないんですが、この施行日の関係ですね。今回、来年度当初にセットしたという中身については何も考えなかったのかな。いろんな今の景気動向とか社会情勢とかという状況を。何が何でも施行日は来年の4月1日だということの決め手は何だったんですかね。

◎委員長（菊田 篤君） 生活環境課長白幡賢一君。

◎生活環境課長（白幡賢一君） 今回の料金改定につきましては、将来にわたって継続的かつ安定的な公共サービスを提供するため改正することとしたところでございます。斎場運営における受益者負担の適正化を図り、財源を確保していくことは必要と考えております。また、現在物価高騰対策が行われておりますけれども、そちらのほうもしっかりやっていく必要があると思えますし、行財政改革も進めていかなければならない課題だと認識しているところでございます。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 将来にわたって安定的な公共サービスをしていくと、そのためにも適正化はやっぱり必須だということだと受け止められるんでありますが、この間、11月14日の民生協議会の中でも事前に説明がありました。

もう一つは斎場の整備の方向性なんですよ。基本的な考え方を整理したペーパーが渡されました。現存の気仙沼市斎場、唐桑斎場、本吉斎場、それぞれ経過年数、耐用年数等があって、その稼働状況。1行でいえば、1日3炉6体ですよ。3炉6体が保障されれば、火葬件数6件、炉の数3という考え方がまとまってあるんですよ。そういうことを、今回の使用料の引上げと同時にダブルで、セットで考え方を示してこない、なかなか使用料だけが先行しますと、施設整備については考え方を示しましたということでは、何かすとんと降りてこないんですよ。いつかはそういう完成型にイメージをするんだらうと思うんですが、今なのという思いなんですよ。来年の4月1日なのかということなんですよ。ですから、今回使用料の改正に踏み切ったということで、担当課長の判断ではないんだけど、提案するのは市長だからね。そこまでまとめ上げたと思うんですが、その辺は今回、引上げと施行日に至った経緯と、もうちょっと詰めの段階の内容についてお知らせしていただければ、常任委員会の審査も深まっていくのかなと思うんですが。

◎委員長（菊田 篤君） 市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） お答えいたします。

これまでも斎場の使用料の見直しについては生活環境課の中で検討を重ねてきたところではございますが、やはり今回改正に踏み切ったというのは、一番大きいのは基本方針が策定されたというところになります。その改定をいつするかという時期の判断も悩んだところではございますけれども、やはり物価高騰が続いている中ではございますけれども、火葬に係る費用のうち、利用者負担の分以外を全て税で賄うとなりますと、利用しない方にも負担を求めることとなりますことから、

そこは受益者負担に適正化して、適正な料金にしていかななくてはならないということで、早いうちといたしますか、来年度から見直しをとということで、今回提案させていただいたところです。

それから斎場の整備につきましては、今回いつの時期統合しますということまでお示しはできませんでしたが、今の段階では、こちらとしても集約する時期を判断するにはまだ材料が十分でない状況でございますので、斎場の使用料の改正に合わせて、まず斎場の今後の整備をこういった方向でということをお示しさせていただいたところです。斎場の整備については、今後情報等収集しまして、適切な時期にお示しできればと考えております。

以上でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 哲学の問題もあると思うんですが、斎場を利用する、しない、それによって市民サービスに落差が生じるとかですね。そういう公共のサービスの見方をしていったら、例えば出産一時金とか葬祭料とかいろんな被用者制度の問題とか、産まない、産むとかの問題の落差っていっぱい出てくると思うんです、哲学的には。

ただ、今直面している火葬場の使用料の問題だけで、そういう間尺で議論するとそういう話にはなと思うんですが、6万弱の市民と向き合って寄り添って考えたときに、果たして。いろんな社会状況が変化してきていますから、令和5年4月、今なのかと。あとは150%限度額で今回小刻みに上げていって、その後はまた段階的に検討していくというアプローチは持っていますが、ぜひしっかりと説得力のある値上げの中身。今言ったように火葬という一場面を切り取った議論はできるんだけど、じゃあ6万弱の市民と向き合ったときに、今のような、参考資料に考え方が示されているんですが、性質別負担割合とかあるんですが、なかなか大変じゃないかなと思うんです。

こういった話は上滑りしますが、例えば高齢者がだびに付すときの使用料の高齢者割とか、割引ですね、減免ですね、そういう制度も気仙沼のオリジナル性があっていいと思うんですよ。そういう、ある意味オリジナル性を付加して使用料の設定を考えていくとかという考え方あると思うんですが、その辺は特に考えなかったのかな。例えば具体的に言うと、100歳、御長寿を迎えて気仙沼市に社会貢献をした人がお亡くなりになったときの火葬料については減免しますとか、5割引しますとかね。あっていいと思うんですよ、気仙沼オリジナルの使用料。そういうのを市民感覚で議論する、検討するというのも必要だと思うんですよ。よって、施設の在り方も含めて、使用料も今回同じ方向を向いて、今回の改正していくのがいいと思ったのでね。ぜひ、そういうことは考えられてきたのか、待ったも含めて、もう一回。すみませんが、しつこいようで申し訳ないんですが、御答弁いただきたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） お答えいたします。

村上委員の御提案いただいた御意見は今後参考にはさせていただきますが、今回私どものほうで

は、あくまでも公共施設の利用に関する基本方針に基づいて料金を算定しておりまして、今村上委員おっしゃったような高齢者割引だとか、そういったところは考えておりませんでした。ただ、今回特例措置として設けさせていただいた住所地、高齢で市外の施設で亡くなった方に対する特例措置というのは、基本方針というところではないですけども、そこは設けさせていただいたところ
です。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 第8条の使用料（別表）の種別の表記の仕方なんですけど、もうちょっと分かりやすいような種別の表記はできないんでしょうか。16歳以上、16歳未満、死産児、その他、改葬のための火葬って、ここ5種類あるんですけど、もうちょっとフラットな書き方というのにできないんだかね。「その他」って、じゃあ何となるわけね。

◎委員長（菊田 篤君） 生活環境課長白幡賢一君。

◎生活環境課長（白幡賢一君） その他につきましては、条例の適用欄に記載しておりますけれども、四肢の一部、体の一部、それから分娩汚物などでございます。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。村上 進委員。

◎村上 進委員 年齢で使用料が違っていて変だけれどもね。16歳以上を境にして使用料違うんですよ。何となく分かるんだけど、そういう火葬物の容量だと思うんだけど、これも分かりやすいように何か表記する工夫というのを考えなかったのかね、今回の改正と同時に。

◎委員長（菊田 篤君） 生活環境課長白幡賢一君。

◎生活環境課長（白幡賢一君） 種別の表記につきましては、今後検討時期の研究をさせていただきたいと思います。ほかの自治体におきましては、この大人の区分、子供の区分で年齢を変えていたりしているところもありますので、そうしたところを研究しながら進めてまいりたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 あまり議論を深めるとなかなか寂しくなるので、あとやめます。ぜひ、いろんな角度で御検討していただきたいと思います。

終わります。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに質疑の方いますか。（「秋山委員」の声あり）秋山委員以外に。いないですね。では、秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 ほかの委員も指摘されたことなんですけれども、今回改定された後、5年ごとに見直しする話されました。5年後はこのままいくかと思いますが、10年後となったとき、いわゆる斎場を新しくする話というのは、かなり具体化しないともたないのではないかという思いもするんですけども。そういうことについてはどんなふう
に検討されているのかを教えてください。

◎委員長（菊田 篤君） 生活環境課長白幡賢一君。

◎生活環境課長（白幡賢一君） 料金の改定につきましては、おおむね5年ごとに、その時々のコストなども試算しながら、料金改定の判断と併せて検討していくということにしております。10年後における斎場の状況につきましては、現段階ではお示しいただけませんが、今後の新斎場の整備や斎場の集約というところにつきましては非常に関心の高い事項でもありますので、早めに情報提供しながら、その時点で分かったデータや考え方を示しながら進めてまいりたいと考えております。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 もうちょっとお伺いします。唐桑斎場は子供等の火葬は不可になっているんですけれども、これは16歳以下の方は不可という意味なんですか。だとすれば、条例的にもその辺は明記したほうがいいのかという思いをするんですが、どうなんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 生活環境課長白幡賢一君。

◎生活環境課長（白幡賢一君） 唐桑斎場につきましては火力の調整ができないということで、小さい御遺体、死産児も含めてですけれども、火葬はお断りというかできないということになっております。無理にやってしまうと骨が残らないというような状況になりますので、唐桑斎場についてはお断りしている状況です。

条例の記載につきましては、条例、それから規則においても記載しておりませんが、その辺は利用者からの申請があった場合にはその旨をお話ししている状況です。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 そうすると、16歳ではないということであれば、唐桑斎場で子供などの火葬は不可になっているときの、この「子供」というのはどういうこと判断しているのかをお伺いします。

◎委員長（菊田 篤君） 白幡課長。

◎生活環境課長（白幡賢一君） お答えします。

基本的には年齢で判断しておりますけれども、例えば死産児とか四肢についても、四肢もできませんので、その辺は申請があった際にお話を聞きながら対応しているという状況でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 だから、死産児の場合でなくて、普通に生活してきた場合は、16歳以下について、16歳で料金が違いますけれども、唐桑斎場の場合は、では何歳だったら唐桑斎場使えますということになっているのか。そこを聞きたいんです。

◎委員長（菊田 篤君） 白幡課長。

◎生活環境課長（白幡賢一君） お答えします。

年齢的には16歳以上というところで判断しているところでございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 そうすると、唐桑斎場は16歳未満の方は使えませんということであれば、その

工夫的には何かしておく必要があるんじゃないですか。今回の条例では全く触れていないんですけども、そこは具体的には取扱い要綱か規則か何かで決めているんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 白幡課長。

◎生活環境課長（白幡賢一君） 規則においても定めておりません。あくまでも運用上の取扱いというところで運用しているところでございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 条例的に16歳で、今提案されている第8条、16歳未満、16歳以上となっているのでありまして、実際に唐桑斎場は16歳未満は使えないというのであれば、そこはやっぱり明確に根拠を。運用上でなくて、そこはしっかりとしておく必要があるんだろうと私は思いますので、ぜひそこについて、していないのであればその辺についてぜひお願いしたいと思います。
終わります。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案を可決すべきものと決しました。

当局入替え、換気のため、暫時休憩いたします。

再開を午前11時20分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

◎委員長（菊田 篤君） では、再開します。

（3）議案第11号 令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算

◎委員長（菊田 篤君） 次に、議案第11号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは、各種会計補正予算書の89ページをお開き願います。

議案第11号令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正額等につきましては本会議において御説明申し上げましたとおり、職員給与費などの予算、計66万5,000円を追加するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 今回、給料の部分で補正をかける話は進めていました。ただ、来年の4月からマイナカードと一緒にする話になっているようであれば、もっと後だったかな、その部分の準備というのはまだ全然進んでいないんですか。それともこれからすぐに、この議会の最終日に追加予算とか出てくるとか、そんな感じなんですか。その辺、見通しどうなっているか聞きたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

マイナンバーカードの保険証化の話ですけれども、まず前もってマイナンバーカードを取得していただかないと、そこからまずスタートですので。今のところ保険証化に向けてというのは、保険年金課としましては、納税通知書のほうにマイナンバーカードを保険証化利用にするに係りますメリットですとか、初回登録について説明しているリーフレットを同封して広く周知しているという状況です。人的な配置とか、そういった部分では現在のところ取り組んでいないという状況になっています。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 いやいや、私が聞きたいのは、その部分を含めて予算措置はいつぐらいから入ってくるんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 小松課長。

◎保険年金課長（小松広和君） 具体的にまだ国のほうからもこれといった通知とかも来ておりませんので、今のところはまだ取り組んでいないという状況ではあります。（「ないということを確認して、いいです、終わります」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第11号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案を可決すべきものと決しました。

当局入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開します。

（４）議案第12号 令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算

◎委員長（菊田 篤君） 次に、議案第12号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは次に、各種会計補正予算書の109ページをお開き願います。

議案第12号令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正額等につきましては、本会議において御説明申し上げましたとおり、職員給与費などの予算37万2,000円を追加するものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 10月から後期高齢2割負担になったんですが、その影響というのはどのように出ているのかお伺いしたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

今秋山委員のお話のとおり、これまで1割か3割の負担でしたけれども、今年の10月から新しく一定程度所得がある方については2割の負担というのが出てきましたが、導入に当たりまして、広域連合ですとかうちのほうで事前にいろいろ問合せがある場合には丁寧に説明させていただきまして、これといった問題というのはなく進んでいるという状況でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 受診控えというのはいないのでしょうか。そこが一番気になるんですけども。

◎委員長（菊田 篤君） 小松課長。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

国保もそうなんですけれども、一旦コロナの影響で受診控えというのはありました。ただ、年が明けまして令和3年度分につきましては、今まで受診控えしていた反動で、後期についても国保についても医療費は伸びているという状況ですので、そこから推理するに当たっては、受診控えというのはいないのかなと考えております。（「終わります」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） ほかに、よろしいですか。（「はい」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第12号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案を可決すべきものと決しました。

当局入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開します。

（5）議案第13号 令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算

◎委員長（菊田 篤君） 次に、議案第13号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。保健福祉部長小野寺憲一君。

◎保健福祉部長（小野寺憲一君） よろしくお願ひいたします。座って説明をいたします。

それでは、各種会計補正予算の127ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万3,000円を追加し、予算総額を83億5,332万8,000円とするものであります。

第2条は債務負担行為であります。本件については、令和5年4月からの大島地区地域包括支援センターの委託替えに伴いまして、その契約行為等が年度内に必要でありますので、債務負担行為をお願いするものであります。

歳出等の主なものについては、給与改定に伴い職員人件費を補正するものであります。

以上でありますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 今部長から説明があった大島地区での包括支援センターの委託替えということについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長（遠藤光春君） それでは、大島の地域包括支援センターについてお話をしたいと思います。

大島の包括については、現在、医療法人溪仁会さん、北海道に本社があるんですが、溪仁会が受託して平成28年から行っております。実は、大島地域には「おおしまハーティケアセンター」というのがありますが、そこを拠点でいろいろと大島地域のサービスを展開していたんですが、この間、こちらのほうから撤退したいというお話がずっと出ていたんですけども、このたび地元の事業者のほうに事業譲渡をするということで、大島から全ての事業を撤退するということになりました。それに伴って、現在溪仁会に委託している包括についても今年度限りで、来年度以降は受託できない旨の届出がありましたので、それによって今回再度委託をしたいということで募集をしたいと思っております。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 包括支援センターには私は度々お世話になって大分助かっておりますけれども、実際に包括支援センターの仕事というのは、かなり悩ましい仕事随分いっぱい抱えているなという思いをしているんですよ。今回事業譲渡する、受ける側の人そのまま移動する形で雇用される、そういう対応できるという仕組みなのか、全く新しい形になるのか。そこについてはどうなんでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長（遠藤光春君） 包括の話とは全然違うんですが、溪仁会から受託した事業者のほうでは、人も含めて全部譲渡をということで進めているようであります。（「いいです、私は終わります」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。（「なし」の声あり）よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第13号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案を可決すべきものと決しました。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

次に、4、協議に入ります。

（1）所管事務調査報告書の提出について協議いたします。

本定例会の最終日に提出予定の所管事務調査報告書について内容を確認していただき、気づいた点等があれば、私か事務局に報告していただきたいと思います。

なお、誤字脱字等の修正については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）今、タブレットで調査報告書案が示されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、（1）についてはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

次に、（2）閉会中の所管事務調査について協議いたします。

2月定例会までの間となりますが、どのようにいたしましょうか。

私からは、6月に障害福祉というテーマを決めて、1つ目が地域生活支援拠点整備について、2つ目が障害者差別解消に関する施策について、3つ目が就学前児童の発達支援についてと。あとは加えて、その他障害福祉についてということになりますが。6月にテーマを決めた中で7月に所管事務調査をしまして、同じ7月に視察をしてきたと。その後、11月には管内の施設を所管事務調査として視察したという経過がございます。

前日も皆さんから御意見をいただいておりますが、このテーマに沿った中身についても御意見をいただきたいと思いますが、どなたか、閉会中の所管事務調査について。村上 進委員。

◎村上 進委員 6月の所管事務調査、7月の行政視察、あと先日、11月17日は事故のため出席できませんでした。一定程度、年といいますか、年度区切りの考え方を持って、完成型の所管事務調査のまとめじゃなくて、一定程度絞り込みをして任期テーマに沿った障害福祉の方向性について議論をする時間もあってもいいと思います。

記載のとおり、地域生活支援拠点とか障害者差別解消とか就学前の発達支援とか、あとその他、具体的に所管事務調査、市内の事業所含めて意見交換、障害支援センターもやったわけですから、そういういろんなことをやり過ぎしてからじゃなくて、やり過ぎさないで、少し1年限のまとめ作業も、所管事務調査の申出をする中で、作業としてやった方がいいと思います。

具体的にどうやるのというのは持ち合わせていませんが、皆さんで1年間所管事務調査活動をした突合せということで一定程度のまとめをして、そして、その上で政策提言・政策要望ガイドラインに沿って、常任委員会としてまとめ上げていくという流れも意識をしながら進める所管事務調査にしたほうがいいと個人的に思っております。

◎委員長（菊田 篤君） ありがとうございます。熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 私も同じような考え方をしています、所管事務調査で施設等いろんなところを見て歩いて、お互い勉強になっていいんですけども、やっぱり任期中の半期に1回、要は2年に1回ぐらいは政策提言というの必要なんだろうなと思っていました。政策立案等に関するガイドラインの素案もこれからつくっていくわけですけども、将来提言もあるように、そういったものでは、我々とすれば菊田委員長を先頭にそういうものを少し議論をしながら、年度内あるいは今年度に関してはどのような形でやっていくかという議論をしながら、来年度、令和5年度に提言のような形をつくっていくというような議論をする場もいいのかなという気はしますけれどもね、と思います。

◎委員長（菊田 篤君） ありがとうございます。三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 政策立案サイクルをどの期間までにするかということで、障害者支援計画の見直しの時期に合わせるかとか、その時期までの計画の話合いが必要かと思っていました。（「そうそう」の声あり）その中で、何月に行うかというわけではないですけども、必要な議論だったり、あとは当事者の声を聴く会だったりとか、それを計画づけていく話合いが必要かと思いました。

◎委員長（菊田 篤君） ありがとうございます。ほかに。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 今皆さんから提案された形で、しっかりと常任委員会の中で議論するというのはすごく必要だと思います。あわせて、この間視察をしながら私の中でもずっと気になっていたんですけども、医療的ケアが必要な人の夜間利用支援体制という部分が今気仙沼でできないということが深刻な問題になっているので、やっぱりそういう問題についても、しっかりと常任委員会として、まさに提言できるような仕組みをぜひお願いしたいと思っています。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。村上 進委員。

◎村上 進委員 今4名から、私も含めていろんな発言があったわけですが、担当書記官と正副委員長で少し作業のロードマップつくって、あるいは行政計画も今三浦委員が言ったように障害者福祉計画なんかも見えてくるわけなので、ぜひ、いつ何をどうするのか含めて、作業ロードマップをつくって。一任しますので、お願いしたいと思うんですが。

◎委員長（菊田 篤君） ただいま村上委員から、正副委員長と事務局の熊谷主査とで、今後の政策提言に向けたロードマップのたたき台というか案をつくるというお話をいただきましたが、皆さんよろしいでしょうか。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 そうした場合、それは所管事務調査の外の作業ということになるんですか。そこはどうなるんですか。（「範疇でしょう」の声あり）そこは範疇になるの。委員長にしてみれば、所管事務調査をするのかしないのかというのをまず決めないといけないと思いますから、そことの関係で整理したいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時43分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開します。

閉会中の所管事務調査については、今皆さんから御意見をいただきました。今後のスケジュールも含めて、正副委員長のほうで議会事務局と相談しながら、次回の民生常任委員会を開催して皆さんにお諮りしたいと思います。それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

なお、閉会中の所管事務調査の申出書を最終日に提出することとなりますが、文言等につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） 5、その他。ほかに何かございますか。（「なし」の声あり）

以上をもちまして民生常任委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時44分 閉会

令和4年12月9日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

民生常任委員会 委員長 菊田 篤